池田市教育委員会

【国立・私立小中学校等】就学援助制度のお知らせ

本市教育委員会では、経済的に困窮しており学用品費や校外活動費などの支払いが困難なご家庭に対し、一定の基準により「就学援助費」を支給しています。受給を希望される方は、下記事項にご留意のうえ申請されますよう、ご案内いたします。

記

1. 対象者

池田市在住で、お子様が国立・私立小中学校等(国、都道府県、私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する小・中・義務教育学校で、特別支援学校を除く)に在籍している方(または入学予定の方)のうち、次のいずれかに該当する方

- ①別表第 | の申請理由に該当する
- ②生活保護法の適用を受けている(生活保護費として支給されている費目以外のみ)
- ※②の方は申請不要です。

2. 申請方法

右の QR コードまたは URL から「就学援助費受給申請フォーム」にアクセスし、必要事項を入力

- ※申請理由により、資料の添付(スキャンデータまたは写真)が必要となる場合があります。(【別表第 1】のとおり)
- ※事情により電子申請ができない場合は、学務課(市役所 5 階)にご相談く ださい。



3. 援助対象費目

【別表第3】のとおり

※生活保護法による教育扶助や他市の就学援助費を受給した月は支給しません。

4. 申請期間

- ●年度当初(申請理由 | ~7): |月|日~5月3|日(⇒4月|日付け認定)
- ●年度当初(申請理由8) : 4月 | 日~5月3 | 日(⇒同上)
- ●途中申請(申請理由 | ~ 8): 6 月 | 日以降随時 (⇒申請月 | 日または転入日付け認定)
- ※年度ごとに申請が必要です。自動継続ではありませんのでご注意ください。
- ※申請理由 I ~ 7に限り、入学予定者の保護者は令和7年2月2 | 日(金)までに申請することで、3 月中に新入学学用品費の支給を受けられます。

5. その他(申請理由8について)

- ●申請年度の前年に収入がなかった場合は、申請前に必ず市・府民税の申告を完了させてください。
- ●年度当初の申請の場合、認定・不認定の決定通知の送付は7月中旬頃となります。
- ●基準は世帯構成等により変動します。(目安については【別表第2】参照)

【別表 | 】申請理由一覧(| ~7は申請年度または前年度に該当する場合)

申請理由		必要な資料	資料の発行先
1	生活保護が停止・廃止され	生活保護停止・廃止決定通知書(入学予定者のみ必要)	生活福祉課
た			
2	市町村民税均等割が非課税	住民税証明書(以下の時点で池田市に住民票がなかった方の	転入前の市役所等
です	ある	み必要)	
		・6/1~12/31 の申請:申請年の 1/1 時点	
		・1/1~5/31 の申請:申請前年の 1/1 時点	
3	市町村民税が減免された	市民税・府民税・森林環境税の決定(変更)通知書	課税課
4	個人の事業税が減免された	個人事業税減額決定通知書	府税事務所
5	国民年金の掛金が免除され	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書	年金事務所
た			
6	国民健康保険料が減免され	国民健康保険料納付額通知書	国保・年金課
	たまたは徴収が猶予された		
7	児童扶養手当が支給された	児童扶養手当証書の有効期限及び市長印のあるページ	子育て支援課
8	申請年度の前年の世帯合計	【4/1~5/31 の申請】次のいずれか(申請年の 1/1 時点で	①勤務先等
	所得金額が生活保護基準の	池田市に住民票がなかった方のみ必要)	②税務署へ提出し
	1.3倍以下である	①申請前年分給与所得の源泉徴収票	たもの
		②申請前年分の所得税の確定申告書(控)第一表及び第二表	
		【6/1~3/31の申請】住民税証明書(以下の時点で池田市	転入前の市役所等
		に住民票がなかった方のみ必要)	
		・6/1~12/31 の申請:申請年の 1/1 時点	
		・1/1~3/31 の申請:申請前年の 1/1 時点	

[※]申請理由2,3,5,6の資料は保護者全員分、申請理由8の資料は同一世帯のうち収入がある方(被扶養者除く)全員分必要です。

【別表2】申請理由8の基準額の目安

、数 家族構成の例		基準額(所得)の目安
父または母、小学生	持家	約 220 万円
	賃貸	約 280 万円
父、母、小学生	持家	約 300 万円
	賃貸	約 380 万円
父、母、中学生、小学生	持家	約 390 万円
	賃貸	約 470 万円
父、母、中学生、小学生、未就学児	持家	約 440 万円
	賃貸	約 520 万円
父、母、高校生、中学生、小学生、未就学児	持家	約 520 万円
	賃貸	約 600 万円
祖父、祖母、父、母、中学生、小学生、未就学児	持家	約 580 万円
	賃貸	約 680 万円
	父または母、小学生 父、母、小学生 父、母、中学生、小学生 父、母、中学生、小学生、未就学児 父、母、高校生、中学生、小学生、未就学児	父または母、小学生 持家 賃貸 対象 グ、母、小学生 持家 賃貸 対象 グ、母、中学生、小学生、未就学児 持家 賃貸 対象 グ、母、高校生、中学生、小学生、未就学児 持家 賃貸 対象 祖父、祖母、父、母、中学生、小学生、未就学児 持家 賃貸 対象 社交、祖母、父、母、中学生、小学生、未就学児 持家

【別表3】援助対象費目

援助対象	支給金額	支給方法等	
費目	【小/義務教育学校前期課程】	【中/義務教育学校後期課程】	
学用品費	年: 3,230円(, 02円/月)	1/7年:25,040円(2,086円/月)	保護者口座へ振込
等	他学年:15,500円(1,291円/月)	他学年:27,310円(2,275円/月)	(修学旅行費及び宿
	※途中認定・廃止は月割り	※途中認定・廃止は月割り	泊を伴う校外活動費
新入学学	I 年のみ 57,060 円	I 年のみ 63,000 円	は、学校長からの報
用品費	※4/ 認定者のみ	※4/ I 認定者のみ	告・請求に基づく)
修学旅行	実費額(修学旅行に参加するために直	実費額(修学旅行に参加するために直接	
費	接必要な経費)	必要な経費)	
	ただし、22,690 円を上限とする。	ただし、60,910円を上限とする。	
	※小学校を通して 回まで	※中学校を通して 回まで	
宿泊を伴	実費額(臨海学舎、自然学舎等の宿泊	実費額(臨海学舎、自然学舎等の宿泊を	
う校外活	を伴う校外活動に参加するために直接	伴う校外活動に参加するために直接必要	
動費	必要な経費)	な経費)	
	ただし、3,690 円を上限とする。	ただし、6,210 円を上限とする。	

[※]支給金額は予算審議等により変更となる場合があります。

[※]学用品費等には、宿泊を伴わない校外活動費及び通学用品費(小中学校 | 年及び義務教育学校 | ・7年を除く)が含まれます。